

会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準

平成 24 年 1 月 26 日 決裁
平成 24 年 6 月 27 日 決裁
平成 24 年 10 月 15 日 決裁
平成 27 年 4 月 1 日 決裁
令和 2 年 2 月 13 日 決裁

会津若松市工事請負契約約款（平成 8 年 4 月 12 日決裁）第 10 条第 2 項ただし書に基づく現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和措置（以下「緩和措置」という。）について、以下に定める事項により運用するものとする。

1 緩和措置

緩和措置は次に掲げる措置とし、その取扱いについては 2 以降に定める。

- (1) 現場代理人の兼務
- (2) 現場代理人の常駐の免除

2 現場代理人を兼務することができる工事の対象

次の(1)から(5)までについて、市長が品質管理、安全管理等現場代理人の業務に支障がないと認める同一の建設業者が施工する工事について、現場代理人を兼務することができるものとする。

ただし、低入札価格調査の対象となった工事及び市が入札公告又は入札通知書等において現場代理人を兼務することができない旨の規定をした工事については対象外とする。

- (1) アからウまでの全ての要件を満たす工事について、同一者が 3 件まで（専任の主任技術者の配置を要する工事を含む場合は原則 2 件まで）現場代理人を兼務することができる。
ただし、この場合、現場代理人が稼働中の一方の工事現場を離れ、他方の工事現場において、その任務を執り行う場合には、当該現場代理人に代わる者を指名しなければならない。
ア 市及び県又は他の市町村が発注する工事であること。
イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。
ウ 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度以内の近接した工事であること。
- (2) アからウまでの全ての要件を満たす工事について、同一者が 2 件まで現場代理人を兼務することができる。
ア 市が発注する工事であること。
イ 同種工事であること。
ただし、土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事については、同種工事として取り扱うものとする。
ウ 当初請負代金額がそれぞれ 3,500 万円未満（建築一式工事である場合にあっては、7,000 万円未満）の工事であること。
- (3) アからウまでの全ての要件を満たす工事について、同一者が 3 件まで現場代理人を兼務することができる。
ア 市が発注する工事であること。
イ 同種工事であること。
ただし、土木一式工事、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事については、同種工事として取り扱うものとする。
ウ 兼務する工事の当初請負代金額の総額が 3,500 万円未満であること。

- (4) 市が発注する工事であり現場間の最短経路がおおむね100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事は、2件以上の工事の兼務を可とする。
- (5) その他市長がやむを得ないものとして認める工事については、同一者が現場代理人を兼務することができる。

3 現場代理人を兼務する場合の留意事項

- (1) 現場代理人を兼務するに当たっては、以下の事項に留意させるものとする。
 - ア 現場代理人は、緩和措置により兼務することが認められた各工事（以下「対象工事」という。）の運営、取締りを徹底すること。
 - イ 現場代理人は、対象工事の安全管理、工程管理に一層配慮をすること。
 - ウ 現場代理人は、対象工事の市の担当者及び工事現場との連絡を確実にを行う体制を整えること。
- (2) 対象工事の工事現場において、安全管理の不徹底や現場体制の不備が確認された場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

4 現場代理人を兼務する場合の変更契約時の取扱い

契約当時に現場代理人の兼務がなされた工事について、設計変更等による変更契約により2に定める条件を満たさなくなっても引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。ただし、市長が適当でないとする場合は現場代理人の兼務を取り消すものとする。

5 現場代理人の常駐の免除

次に掲げる期間においては、現場代理人の工事現場への常駐を免除することができるものとする。ただし、常駐を免除する具体的な期間については、設計図書又は工事打合簿等の書面により明確にしておくものとする。

- (1) 工事の全面的な中止期間（会津若松市工事請負契約約款第20条に基づき、工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等人為的な事象により、建設業者の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、工事を施工できないと認められ、市から工事の全部について一時中止命令がだされた期間）
- (2) 工場製作のみが行われている期間（橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間）

6 現場代理人の常駐を免除する場合の留意事項

5の規定により現場代理人の常駐を免除される場合であっても、連絡体制の整備、安全管理等の徹底を行うこと。

7 適用日

この運用基準は、令和2年2月17日以降に緩和措置の申請があった案件から施行する。